



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 30 日 (金)
第 7 9 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (397) (指導管理課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (398) (くらしの安心推進課) 2
	保安林の指定の解除 (399) (森林保全課) 3
	保安林の指定の解除予定 (2 件) (400・401) (〃) 3
	海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (402) (水産課) 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (403) (中部総合事務所県民局) 12
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (19) 13
	平成 19 年 4 月 8 日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の候補者の 選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨の一部改正 (20) 14
◇ 公安告示	指定車両移動保管機関の指定の廃止 (1) (交通指導課) 15
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民室) 15
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) 17
◇ 雑 報	消防設備士試験の実施 (消防チーム) 18

告 示

鳥取県告示第 397 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
ふるさと納税に係る寄附金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部県民室
室長補佐兼主幹 影山 知也
- 3 委任期間
平成 20 年 5 月 23 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 398 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡 八頭町	平成 20 年 7 月 1 日（火）	午後 1 時から 午後 3 時まで	八頭郡八頭町宮谷 80 郡家公民館
”	平成 20 年 7 月 3 日（木）	”	八頭郡八頭町船岡 539 船岡公民館
”	平成 20 年 7 月 4 日（金）	”	八頭郡八頭町徳丸 625 八東フルーツ総合センター
八頭郡 智頭町	平成 20 年 7 月 7 日（月）	”	八頭郡智頭町大字智頭 2076-2 智頭町総合センター
八頭郡 若桜町	平成 20 年 7 月 8 日（火）	”	八頭郡若桜町大字若桜 757 若桜町公民館
八頭郡	平成 20 年 7 月 15 日（火）	”	鳥取市若葉台南七丁目 7 鳥取県計量センター
”	平成 20 年 8 月 1 日（金）から 同月 29 日（金） までの日（日曜日及び土曜日を除く。）	午前 9 時から 午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

鳥取県告示第 399 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
米子市和田町字浜田灘東 3 の 21（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 400 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
境港市佐斐神町字砂浜ノ一 7 の 15 地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
航空保安施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 401 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）解除予定に係る保安林の所在場所
境港市佐斐神町字砂浜ノ一 7 の 14、7 の 15（次の図に示す部分に限る。）
- （2）保安林として指定された目的
飛砂の防備
- （3）解除の理由
航空保安施設用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

1の(1)に同じ

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

1の(3)に同じ

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 402 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 海共第 4 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡北栄町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 13 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線、基点第 14 号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、(ウ)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ウ)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域を除く。

基点第 13 号 湯梨浜町と北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第 14 号 北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第 13 号から 358 度 40 分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(イ) 基点第 14 号から 353 度 40 分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(ウ) 北緯 35 度 30 分 32.58 秒、東経 133 度 51 分 5.82 秒

(エ) 北緯 35 度 30 分 39.78 秒、東経 133 度 50 分 1.80 秒

(オ) (エ)から 0 度 0 分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(カ) (ウ)から 0 度 0 分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大 1,000 メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 関係地区 東伯郡北栄町

(5) 制限又は条件

ア 標識として一辺の長さが 50 センチメートル以上の旗をその部分が水面上 1.5 メートル以上の高さになるように設置しなければならない。

標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ 1 箇所以上、計 3 箇所以上設置することとし、袋網部の標識には 1 本の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗を、左側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあっては、旗を灯火に変えた形で標識を設置しなければならない。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

2 公示番号 海共第 7 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 米子市及び西伯郡日吉津村地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 25 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)と(イ)を結ぶ最大高潮時距岸最大 300 メートルの線のうち最大高潮時海岸線から長さが 300 メートルの漁具をそれぞれの離岸堤の間を通る形で設置した場合に得られる区域、基点第 26 号と(イ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域並びに基点第 26 号と(ウ)を直線で結ぶ線、(ウ)と(エ)を結ぶ最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線、基点第 27 号と(エ)を直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第 25 号 米子市淀江町佐陀と米子市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点

基点第 26 号 皆生漁港原点から 288 度 00 分 (真方位) 466 メートルの点

基点第 27 号 米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点

(ア) 基点第 25 号から 13 度 10 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 300 メートルの線との交点

(イ) 基点第 26 号から 17 度 00 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 300 メートルの線との交点

(ウ) 基点第 26 号から 17 度 00 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点

(エ) 基点第 27 号から 66 度 00 分 (磁針方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 関係地区 米子市及び西伯郡日吉津村

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

3 公示番号 海区第 1 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 28 号、(ア)、(イ)及び基点第 29 号を順次直線で結ぶ線並びに基点第 29 号と基点第 28 号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 28 号 東漁港北防波堤南西端

基点第 29 号 東漁港北防波堤南西端から 311 度 30 分 (真方位) 100.0 メートルの点

(ア) 基点第 28 号から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点

(イ) 基点第 29 号から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字大羽尾、大字小羽尾及び大字陸上

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識に

よるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

4 公示番号 海区第 2 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 30 号、(ア)、(イ)及び基点第 31 号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第 30 号 田後港波除堤（施設番号 B-1-17）北東端

基点第 31 号 田後港波除堤（施設番号 B-1-17）北西端

(ア) 基点第 30 号から 356 度（真方位）60.0 メートルの点

(イ) 基点第 30 号から 330 度（真方位）66.6 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 岩美郡岩美町大字田後

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

5 公示番号 海区第 3 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 32 号、(ア)、(イ)及び基点第 33 号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第 32 号 酒津漁港第一港内防波堤北東端

基点第 33 号 酒津漁港第一港内防波堤南東端

(ア) 基点第 32 号から 67 度（真方位）5 メートルの点

(イ) 基点第 33 号から 67 度（真方位）5 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町酒津

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

6 公示番号 海区第 4 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ひらめ小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第 34 号 船磯漁港第二港内防波堤南東端

(ア) 基点第 34 号から 282 度 (真方位) 80 メートルの点

(イ) 基点第 34 号から 241 度 (真方位) 117 メートルの点

(ウ) 基点第 34 号から 248 度 30 分 (真方位) 127 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

7 公示番号 海区第 5 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)、(オ)及び(エ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第 34 号 船磯漁港第二港内防波堤南東端

(ア) 基点第 34 号から 282 度 (真方位) 80 メートルの点

(イ) 基点第 34 号から 241 度 (真方位) 117 メートルの点

(ウ) 基点第 34 号から 248 度 30 分 (真方位) 127 メートルの点

(エ) 基点第 34 号から 282 度 (真方位) 60 メートルの点

(オ) 基点第 34 号から 224 度 (真方位) 109 メートルの点

(カ) 基点第 34 号から 238 度 30 分 (真方位) 145 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

8 公示番号 海区第 6 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(カ)までを順次直線で結ぶ線及び(カ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 35 号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第 35 号から 145 度 15 分 (真方位) 50 メートルの点

(イ) 基点第 35 号から 147 度 15 分 (真方位) 100 メートルの点

(ウ) 基点第 35 号から 188 度 30 分 (真方位) 222 メートルの点

(エ) 基点第 35 号から 183 度 (真方位) 231 メートルの点

(オ) 基点第 35 号から 121 度 45 分 (真方位) 118 メートルの点

(カ) 基点第 35 号から 113 度 15 分 (真方位) 70 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

9 公示番号 海区第 7 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	いわがき養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市気高町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 35 号、(ア)及び(カ)を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

基点第 35 号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

(ア) 基点第 35 号から 145 度 15 分 (真方位) 50 メートルの点

(カ) 基点第 35 号から 113 度 15 分 (真方位) 70 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び八束水

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

10 公示番号 海区第 8 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 36 号 泊漁港北防波堤西南端

(ア) 基点第 36 号から 240 度 30 分 (真方位) 79 メートルの点

(イ) 基点第 36 号から 230 度 30 分 (真方位) 290 メートルの点

(ウ) 基点第 36 号から 268 度 30 分 (真方位) 340 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 東伯郡湯梨浜町

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

11 公示番号 海区第 9 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 37 号 赤碕港東防波堤灯台

(ア) 基点第 37 号から 84 度 (真方位) 330 メートルの点

(イ) 基点第 37 号から 82 度 (真方位) 348 メートルの点

(ウ) 基点第 37 号から 67 度 (真方位) 296 メートルの点

(エ) 基点第 37 号から 69 度 (真方位) 280 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

12 公示番号 海区第 10 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

イ 漁場の位置 東伯郡琴浦町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 38 号と基点第 39 号を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第 38 号 赤碕港西防波堤南東端

基点第 39 号 赤碕港波除堤（施設番号 B-1-6）北東端

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 東伯郡琴浦町大字逢東、大字八橋及び大字赤碕

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

13 公示番号 海区第 11 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 40 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と基点第 40 号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 40 号 平田漁港東側防波堤南西端

(ア) 基点第 40 号から 37 度 30 分（真方位）40 メートルの点

(イ) 基点第 40 号から 68 度 30 分（真方位）140.5 メートルの点

(ウ) 基点第 40 号から 79 度 30 分（真方位）137 メートルの点

(2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日

(3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

(4) 地元地区 西伯郡大山町平田

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

14 公示番号 海区第 12 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の(エ)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(エ) 基点第 40 号から 94 度 30 分（真方位）237 メートルの点

- (オ) 基点第 40 号から 114 度 (真方位) 105 メートルの点
 (カ) 基点第 40 号から 132 度 30 分 (真方位) 150 メートルの点
 (キ) 基点第 40 号から 127 度 15 分 (真方位) 184 メートルの点
 (ク) 基点第 40 号から 161 度 15 分 (真方位) 291.5 メートルの点
 (ケ) 基点第 40 号から 152 度 30 分 (真方位) 455 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
 (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
 (4) 地元地区 西伯郡大山町平田
 (5) 制限又は条件
 ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
 (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

15 公示番号 海区第 13 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 西伯郡大山町地先

ウ 漁場の区域 次の基点第 41 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第 41 号 大山町平田 257-14 地先に設置された漁港境界鉾

(ア) 基点第 41 号から 261 度 20 分 (真方位) 216 メートルの点

(イ) 基点第 41 号から 238 度 40 分 (真方位) 370 メートルの点

(ウ) 基点第 41 号から 212 度 00 分 (真方位) 393 メートルの点

- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
 (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
 (4) 地元地区 西伯郡大山町平田及び米子市淀江町淀江
 (5) 制限又は条件
 ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
 (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

16 公示番号 海区第 14 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	10月21日から翌年4月30日まで

イ 漁場の位置 米子市淀江町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)までを順次直線で結ぶ線及び(エ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第 42 号 淀江地区海岸保全区域基点 6

(ア) 基点第 42 号から 271 度 (真方位) 247 メートルの点

- (イ) 基点第 42 号から 280 度 30 分 (真方位) 273 メートルの点
- (ウ) 基点第 42 号から 275 度 (真方位) 317 メートルの点
- (エ) 基点第 42 号から 266 度 30 分 (真方位) 294 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

17 公示番号 海区第 15 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類 (ぶり、ふぐ、さば) 小割り 式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- イ 漁場の位置 境港市地先
- ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第 43 号 境港防波堤先端灯台
 - (ア) 基点第 43 号から 135 度 30 分 (真方位) 3,600 メートルの点
 - (イ) 基点第 43 号から 143 度 15 分 (真方位) 4,210 メートルの点
 - (ウ) 基点第 43 号から 153 度 30 分 (真方位) 3,770 メートルの点
 - (エ) 基点第 43 号から 150 度 45 分 (真方位) 3,460 メートルの点
 - (オ) 基点第 43 号から 138 度 30 分 (真方位) 3,420 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 20 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
- (4) 地元地区 境港市
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

鳥取県告示第 403 号

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 20 年 7 月 16 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 5 月 16 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県中部断酒新生会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
藤井 晃博
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市八幡町 3304-8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県中部地区を中心として酒害に悩む人々に断酒を勧め、自発的決意による断酒を実行する者を支援し、断酒によって明るい人生の建設をめざすとともに、酒害に関する啓発運動を行い酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員（理事）の人数

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 19 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取生協病院</td> <td>鳥取市末広温泉町<u>458</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館</td> <td>鳥取市吉岡温泉町 895- 1</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">いこいの杜</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市湖山町西三丁目 113-1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>458</u>	略		施設名	所在地	略		社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館	鳥取市吉岡温泉町 895- 1	いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目 113-1	<p>1 病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取生協病院</td> <td>鳥取市末広温泉町<u>252</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館</td> <td>鳥取市吉岡温泉町 895- 1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	略		鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>252</u>	略		施設名	所在地	略		社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館	鳥取市吉岡温泉町 895- 1
施設名	所在地																														
略																															
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>458</u>																														
略																															
施設名	所在地																														
略																															
社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館	鳥取市吉岡温泉町 895- 1																														
いこいの杜	鳥取市湖山町西三丁目 113-1																														
施設名	所在地																														
略																															
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町 <u>252</u>																														
略																															
施設名	所在地																														
略																															
社会福祉法人温和 会ケアハウス暖の 里新館	鳥取市吉岡温泉町 895- 1																														

略		略	
母来寮	東伯郡湯梨浜町大字上浅	鳥取県立母来寮	東伯郡湯梨浜町大字上浅
	津70-1		津70
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	

鳥取県選挙管理委員会告示第 20 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定による平成 19 年 4 月 8 日執行の鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書について、候補者斉木正一の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第 192 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年鳥取県選挙管理委員会告示第 96 号（平成 19 年 4 月 8 日執行の鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後							改 正 前						
公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨							公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨						
1 及び 2 略							1 及び 2 略						
3 報告書の要旨							3 報告書の要旨						
候補者氏名	斉木 正一	所属党派	自由民主党	期間	3 月 12 日から	第 1 回分	候補者氏名	斉木 正一	所属党派	自由民主党	期間	3 月 12 日から	第 1 回分
出納責任者氏名	齋木 岨康				4 月 13 日まで		出納責任者氏名	齋木 岨康				4 月 13 日まで	
収入		円	支出		円		収入		円	支出		円	
主たる寄附			人件費		1,557,750		主たる寄附			人件費		1,557,750	
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		220,000		(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		220,000	
自由民主党鳥取	政党	500,000	選挙事務所費		220,000		自由民主党鳥取	政党	500,000	選挙事務所費		220,000	
県支部連合会			集合会場費		-		県支部連合会			集合会場費		-	
斉木正一後援会	政治団体	210,000	通信費		20,580		斉木正一後援会	政治団体	210,000	通信費		20,580	
瀬尾 悠平	無職	20,000	交通費		90,000		瀬尾 悠平	無職	20,000	交通費		90,000	
遠藤 正躬	農業	20,000	印刷費		339,150		遠藤 正躬	農業	20,000	印刷費		339,150	
田辺 雄一	"	20,000	広告費		514,038		田辺 雄一	"	20,000	広告費		514,038	
清間 勉	"	20,000	文具費		17,671		清間 勉	"	20,000	文具費		17,671	
斉木 則男	"	20,000	食糧費		209,094		斉木 則男	"	20,000	食糧費		209,094	
福田 司	"	30,000	宿泊費		-		福田 司	"	30,000	宿泊費		-	
岩崎 隆	"	30,000	雑費		53,657		岩崎 隆	"	30,000	雑費		53,657	
細田 幹人	無職	30,000					細田 幹人	無職	30,000				
世良田義男	農業	20,000					世良田義男	農業	20,000				
菅原 篤則	無職	50,000					菅原 篤則	無職	50,000				
菅原 和美	"	50,000					菅原 和美	"	50,000				
藤波美千子	"	50,000					藤波美千子	"	50,000				
田後 安子	"	40,000					田後 安子	"	40,000				
堀内 孝史	"	50,000					堀内 孝史	"	50,000				
福井 徳明	"	50,000					福井 徳明	"	50,000				

芳賀 志朗	"	30,000	...	芳賀 志朗	"	30,000	...
林谷 友子	"	20,000	...	林谷 友子	"	20,000	...
恩部 美雪	農業	30,000	...	恩部 美雪	農業	30,000	...
斉木 正枝	"	54,000	...	斉木 正枝	"	54,000	...
世良田玲子	"	54,000	...	世良田玲子	"	54,000	...
斉木ルミ子	"	30,000	...	斉木ルミ子	"	30,000	...
橋谷多見子	"	30,000	...	橋谷多見子	"	30,000	...
瀬尾 裕子	無職	54,000	...	瀬尾 裕子	無職	54,000	...
斉木重壬子	農業	24,000	...	斉木重壬子	農業	24,000	...
細田 健次	"	80,000	...	細田 健次	"	80,000	...
篠田美佐子	無職	30,000	...	篠田美佐子	無職	30,000	...
宍戸 妙子	農業	24,000	...	宍戸 妙子	農業	24,000	...
浦木 征子	無職	18,000	...	浦木 征子	無職	18,000	...
斉木 佳世	"	18,000	...	斉木 佳世	"	18,000	...
佐伯みどり	"	12,000	...	佐伯みどり	"	12,000	...
遠藤満寿子	農業	24,000	...	遠藤満寿子	農業	24,000	...
遠藤タカ子	"	30,000	...	遠藤タカ子	"	30,000	...
その他の寄附	8 件	28,750	...	その他の寄附	8 件	28,750	...
その他の収入		<u>966,040</u>	...	その他の収入		<u>1,466,040</u>	...
今回計		2,766,790	今回計		2,766,790	今回計	3,021,940
前回計		—	前回計		—	前回計	—
総計		2,766,790	総計		2,766,790	総計	3,021,940

報告書受理年月日	平成 19 年 4 月 18 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第 1 号

昭和 62 年鳥取県公安委員会告示第 23 号（指定車両移動保管機関の指定について）は、平成 20 年 5 月 31 日限り廃止する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 39 条の規定により、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求件数	処理状況				
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	処理中
知事（知事部局）	18	13	3	0	2	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0
教育委員会	36	22	0	14	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察本部長	2	0	1	1	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	2	2	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0
合 計	58	37	4	15	4	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つの開示決定を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実施機関	開示請求の件数
知事（知事部局）	181
知事（企業局）	0
警察本部長	91
教育委員会	1,556
人事委員会	280
病院事業管理者	2
合 計	2,110

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求があったときは、原則開示するものである。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の 6 実施機関（知事部局、企業局、警察本部長、教育委員会、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報是正の申出の件数及び処理状況

申出なし

5 不服申立ての件数及び処理状況

申立てなし

鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 41 条の規定により、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求及び任意的開示の申出の件数及び処理状況

(件)

区 分	請 求 及 び 申 出 件 数	処 理 状 況						
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存 否 応 答 拒 否	処理中
公文書開示請求	614	517	76	1	9	13	4	1
任意的開示の申出	104	82	21	4	2	0	0	0
合 計	718	599	97	5	11	13	4	1

(注 1) 「公文書開示請求」とは、条例第 6 条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注 2) 「任意的開示の申出」とは、条例第 16 条に規定する公文書の開示申出をいう。以下同じ。

(注 3) 請求及び申出件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1 件の請求に対して 2 つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求及び任意的開示の申出の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計	
知事（知事部局）	防災局	0	0	0
	総務部	25	6	31
	企画部	2	1	3
	文化観光局	2	0	2
	福祉保健部	20	6	26
	生活環境部	145	42	187
	商工労働部	0	0	0
	農林水産部	23	1	24
	県土整備部	322	33	355
	行政監察監	3	0	3
	出納局	0	0	0
小 計	542	89	631	
知事（企業局）	1	0	1	
教育委員会	22	5	27	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	27	11	38	
選挙管理委員会	19	4	23	
人事委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	6	0	6	

海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	4	0	4
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0
鳥取県住宅供給公社	0	0	0
鳥取県土地開発公社	0	0	0
合 計	621	109	730

(注) 1 の請求及び申出件数欄の件数と 2 の合計欄の件数が異なるのは、1 件の請求が 2 つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求及び任意的開示の申出の請求者等別内訳

(件)

請 求 者 又 は 申 出 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	145	0	145
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	71	0	71
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	397	0	397
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	1	0	1
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	104	104
合 計	614	104	718

4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
4	0	1	3	0	0	3	0	0	0

雑 報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 9 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 5 月 30 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
-------	-----	-----

甲種消防設備士試験	特類、第1類、第2類、第3類	平成20年8月3日（日）午後1時30分から
	第4類、第5類	平成20年8月3日（日）午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成20年8月3日（日）午後1時30分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成20年8月3日（日）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

米子市末広町294 米子コンベンションセンター第4会議室及び第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成20年6月3日（火）から同月17日（火）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限りに受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。